周南市立新南陽市民病院　総合医療情報システム更新業務

公募型プロポーザル実施要領

１　目的

　　この実施要領は、周南市立新南陽市民病院総合医療情報システム更新業務（以下「本業務」という。）の契約の相手方となる事業者をプロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものである。

２　業務概要

（１）業務名

周南市立新南陽市民病院　総合医療情報システム更新業務

（２）業務の目的・内容・期間・履行場所等

別紙「周南市立新南陽市民病院　総合医療情報システム更新業務　仕様書」のとおり。

（３）業務に要する費用（提案上限額）

　　　　金４９９，５２４，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

　　　　ただし、この金額は、提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではない。また、この金額には７年間の保守金額は含まない。

３　参加資格

　本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たしていること。

1. 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項及び第２項の規定に該当しない者であること。
2. 参加表明書の提出時点において、令和４・５年度 「周南市競争入札等参加資格者名簿（物品調達等）」の（大分類）「医療・精密機器類」に登録されていること。かつ、参加表明書の提出時点において、令和６・７年度周南市競争入札等参加資格（物品調達等）審査申請の手続きが完了していること。但し、登録がない者及び申請手続きを行なっていない者については、プロポーザル実施要領の「４参加手続(2)参加表明書の提出のオ～ケ」に記載の書類も提出すること。
3. 参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を周南市から受けていない者又は受けることが明らかである者でないこと。
4. 周南市入札契約からの暴力団等排除要綱(平成２４年周南市要綱第３７号)別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
5. 中間年納税状況等確認提出書の提出が必要な者にあっては、令和４年１１月１日から令和５年１１月３０日までに提出し、受付が完了していること。
6. 当院と同等規模（１５０床）以上の病院における電子カルテシステムの導入実績が複数あること。（提案するパッケージシステムの導入実績）
7. 稼働後は、本稼働日より７年以上（最低でも７年間）継続して利用できるシステムが提供できること。また保守対応は２４時間３６５日対応できること。

４　参加手続

（１）実施要領・仕様書等の確認

* 1. 公告日

令和６年１月１５日（月）

* 1. 公告方法

周南市公式ホームページ

* 1. 関係書類の入手方法

本プロポーザルに係る実施要領等の関係書類は、下記の周南市ホームページからダウンロードすること。また、健康医療部病院管理室でも配布する。

URL　https://www.city.shunan.lg.jp/

（２）参加表明書の提出

1. 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び周南市契約に関する規則等の各規定を理解した上で、次のとおり必要書類を提出すること。

ア　参加表明書（様式２）

イ　本実施要領の参加資格に示す確認資料

ウ　会社概要（任意様式。パンフレット等でも可。）

エ　履行実績調書（様式３）

オ　登記 事項証明書または履歴事項全部証明書（写し可）

カ　市内に本社、本店、支店、営業所等がある場合、市が発行する滞納の無いことの証明書（原本）

キ　税務署が発行する納税証明書「その３の３」（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」）（写し可）

ク　周南市入札契約からの暴力団等排除要綱第３条第１項の誓約書（第３条関係別記様式）

ケ　決算 報告書その他営業状況が確認できる書類（写し可）

1. 提出期限

令和６年１月３１日（水）１７時１５分まで

（受付時間帯は、休日を除く８時３０分から１７時１５分までとする。）

1. 提出場所

周南市健康医療部病院管理室

〒746－0017山口県周南市宮の前二丁目6-27

(介護老人保健施設ゆめ風車内)

1. 提出方法

郵送又は持参

※郵送による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によること。また、不達及び遅配を原因として参加希望者に不利益が生じても、周南市はその責を負わない。

※持参による場合は、休日を除く８時３０分から１７時１５分までとする。

1. 提出部数

提出書類各１部

1. 参加資格確認結果

参加表明書提出者に対し、電子メールにて参加資格審査結果通知書（様式４）を通知する。

５　質問の受付及び回答

1. 質問方法

実施要領、仕様書等に係る質問は、質問票（様式１）によるものとし、電子メー　　ルにより提出すること。なお、作成にあたっては、別紙「周南市立新南陽市民病院総合医療情報システム更新　業務提案書作成要領」を参照すること。

1. 受付期間

ア　参加表明及び実施要領（「５（２）イ」に関することは除く。）に関すること

令和６年１月１５日（月）から令和６年１月２３日（火）まで（土日祝日を除く）の９時から１７時まで

（受信確認は、土日祝日を除く９時から１７時までとします。）

イ　企画提案書等の作成及び提出に必要な事項並びに仕様に関すること

令和６年１月１５日（月）から令和６年２月２日（金）まで（土日祝日を除く）の９時から１７時まで

1. 提出先メールアドレス及び受信確認先電話番号

周南市健康医療部病院管理室

E-mail：byouinkanri@city.shunan.lg.jp

　　　　　電話番号：０８３４－６１－３０９２

　　　　　ＦＡＸ：　０８３４－６１－２５０１

1. 回答方法

ア　参加表明及び実施要領（「５（２）イ」に関することは除く。）に関すること

令和６年１月２６日（金）に周南市公式ホームページに掲載する。

イ　企画提案書の作成及び提出に必要な事項並びに仕様に関すること

令和６年２月７日（水）に、プレゼン等を実施する全ての参加資格適合者に対して、電子メールにより行う。

1. 質問内容

本プロポーザルに関する質問は、参加表明書、実施要領並びに企画提案書の作成　及び提出に必要な事項並びに仕様に関する事項に限るものとする。評価に係る質問は一切受け付けない。

1. 企画提案書等の作成及び提出

本プロポーザルの参加者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。

なお、作成にあたっては、別紙「周南市立新南陽市民病院総合医療情報システム更新　業務提案書作成要領」を参照すること。

６　選定方法

（１）プレゼンテーション及びヒアリングの実施

　　　　企画提案書等を提出した事業者を対象に、提出書類に基づく書類審査、プレゼンテーション及びヒアリングを行う。

　　　なお、企画提案書の提出者が１者の場合でも、当該企画競争は成立する。

1. 実施場所

別途通知する。

1. 実施日時

令和６年３月５日（火）（予定）　※時間等は別途通知する。

1. 実施時間

企画提案者の持ち時間は１提案者あたり６０分以内とし、説明時間を４０分以内、評価者からの質疑応答を１５分以内、準備及び撤去を５分以内とする。

1. その他
	* プレゼンテーションは、既に提出された企画提案書に記載された内容（文章、　図、表、画像、スケッチ等）を基に項目順に説明すること。

また、当該内容の範囲内であれば、拡大用紙やパネル・プロジェクターを利用した画像を使用して説明することも可能とする。なお、提案の説明に要するパソコン等の機材は提案者で用意すること。ただし、プロジェクター・スクリーンは、本市で用意する。

* + 企画提案書にない新たな提案や追加資料の配布は認めない。

（２）受託候補者の選定

1. 評価会の設置

企画提案書等の評価は、市が設置する「周南市立新南陽市民病院総合医療情報システム更新業務プロポーザル評価会」が行う。企画提案書の提出者が１者の場合でも、当該評価は成立する。

1. 評価方法

業務実績、業務実施体制、企画提案内容**（**書類審査、要求仕様書の回答、プレゼンテーション・ヒアリング内容**）**及び見積金額等を評価基準に基づき総合的に評価する。

1. 受託候補者の決定

各評価者の評価点の合計点が最も高い提案を行った事業者を、受託候補者として選定する。なお、同点の場合は、以下の優先順位で受託候補者を決定する。

ア　技術評価の点数が高い者を受託候補者とする。

イ　技術評価の点数が同点の場合は、提案評価の点数が高い者を受託候補者とする。

ウ　提案評価の点数が同点の場合は、価格評価の点数が高い者を受託候補者とする。

1. 選定結果

選定結果は、令和６年３月６日（水）以降、周南市公式ホームページで公表する。

　　【選定結果の公表事項】

ア　特定された受託候補者名、評価点及び選定理由

イ　参加者の名称（50音順）

ウ　参加者の評価点（点数順）

注：参加者の名称と評価点の対応関係は明示しない。

注：イとウの対応関係は、明らかにしない。

注：参加者が２者の場合には、次点者の評価点は公表しない。

また、プロポーザル参加者全員に「選定結果通知書（様式６）」を電子メール及び文書で送付する。なお、選定結果等についての異議申し立ては受け付けない。

７　評価基準及び配点

　評価の項目と配点については、次表に掲げるとおりとする。

（１）評価の項目及び配点

|  |  |
| --- | --- |
| 評価項目 | 配点 |
| 1. 技術評価（要求仕様書に基づく評価）
 | 400 |
| 1. 価格評価（導入金額＋７年間の保守金額）
 | 150 |
| 1. 提案評価（提案書及びプレゼンテーション評価）
 | 450 |
| 合計 | 1,000 |

1. 要求仕様書に基づく評価
* 提案者が回答した要求仕様の充足度（対応可否の回答）について、「表１　システム要件定義書の評価方法一覧」に基づき、採点する。
* 加点項目については倍の点数で採点する。
* 必須項目において「対応不可（×）」の回答がある場合は失格とする。また、代替案により実現可能な場合は「○」または「△」回答とし、その代替案を必ず明記するものとする。
* 各評価項目について合計得点を採点したうえで、得点率に応じた採点基準により配点する。

表１　システム要件定義書の評価方法一覧

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対応可否の回答 | 回答表示 | 配点 | 加点項目 |
| 全て対応可能オプション機能（有償）やカスタマイズによる対応も含む。（今回の費用に含む） | ○ | 10 | 20 |
| 部分的に対応可能（部分的に対応可能な機能、代替案、運用提案） | △ | 5 | 10 |
| 対応不可（今回非対応） | × | 0 | 0 |

各評価項目の得点の合計

　　　　得点率＝

２０点×加点項目の総項目数＋１０点×加点項目以外の総項目数

※得点率が６０％未満の場合、０点とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 評価項目 | 配点 |
| ア．調達基本要件 | 40 |
| イ．ソフトウェア・ハードウェア基本要件 | 40 |
| ウ．各システムの機能要件 | 320 |
| 合計 | 400 |

　　　　各評価項目（ア～ウ）の技術評価点＝各評価項目の配点×各評価項目の得点率

1. 価格（導入金額＋７年間の保守金額）に基づく評価

評価点の算出は、導入金額と７年間の保守金額を合算した金額で１番低い価格の見積書を提示した提案者を満点（１５０点）とする。その他の提案者は、最低見積価格を提案者の見積価格で除した値に配点（１５０点）を乗じた値を得点とする。（以下の算式）

最低見積価格

価格評価点＝１５０点×

見積価格

1. 提案書及びプレゼンテーション・ヒアリングに基づく評価

「周南市立新南陽市民病院総合医療情報システム更新業務提案書作成要領」の別表に掲げる評価観点に基づき各評価項目に対して提案書の評価を行う。

プレゼンテーションによる評価はデモンストレーション（実際の動作説明が必要な場合）を含むプレゼンテーション（４０分以内）及び質疑応答（１５分以内）に対して行う。

各委員は別紙「総合医療情報システム 評価基準・配点一覧表」に基づき評価点を付し、その合計点を合計評価点とする。以上で算出された各評価者の合計評価点の平均を提案者の提案書及びプレゼンテーション・ヒアリング評価に基づく評価点とする。

（２）有効数字

評価点の算出にあたっては、小数点以下２桁目までを有効とし、小数点以下３桁目で四捨五入する。

８　プロポーザル実施スケジュール

　　　本プロポーザルは、次のスケジュールで実施します。

|  |  |
| --- | --- |
| 内容 | 期間等 |
| 1. 公募型プロポーザル実施公告
 | 令和６年１月１５日（月） |
| 1. 参加表明書・実施要領等に関する質疑受付
 | 令和６年１月１５日（月）から令和６年１月２３日（火）まで |
| 1. 企画提案書等に関する質疑受付
 | 令和６年１月１５日（月）から令和６年２月２日（金）まで |
| 1. 実施要領等に関する質疑回答
 | 令和６年１月２６日（金） |
| 1. 参加表明書の提出期限
 | 令和６年１月３１日（水）必着 |
| 1. 参加表明者の確認結果の通知
 | 令和６年２月５日（月） |
| 1. 企画提案書等の受付期間
 | 令和６年２月６日（火）から令和６年２月２１日（水）まで |
| 1. 企画提案書等に関する質疑回答
 | 令和６年２月７日（水） |
| 1. 企画提案書の評価及びヒアリングの実施
 | 令和６年３月５日（火）予定 |
| 1. 選定結果の通知
 | 令和６年３月６日（水）予定 |
| 1. 業務委託契約の締結
 | 令和６年３月２７日（水）予定 |
| 1. 選定結果等の公表
 | 令和６年３月２８日（木）予定 |

９　契約（受託候補者特定後）

1. 提案内容の調整

　　　　受託候補者の企画提案書等の記載内容が、原則として契約締結時の業務内容となるが、本業務の目的達成のため、受託候補者との協議により、内容を修正・変更する場合がある。

1. 契約の締結

　　　　選定された受託候補者との協議が整い次第、周南市契約事務規則（平成１５年周南市規則第５１号）に基づいて契約を締結することとする。なお、受託候補者との契約締結ができないと判断した場合は、評価点の次点者と契約締結に向けた交渉を行う。

１０　留意事項

1. 失格事項

参加表明書、企画提案書等の提出された書類について、次の条件のいずれかに該当する場合は、提出書類の全てを無効とし、その者を失格とする。

1. 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合
2. 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合
3. 要求仕様書の必須項目に対応不可（×）の回答があった場合
4. 実施要領等で示された提出書類について、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
5. 評価の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
6. 説明会又はヒアリング等を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
7. 見積金額が実施要領に示している事業規模（提案上限額）を超える場合
8. 公告及び実施要領等に違反すると認められた場合
9. 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合
10. その他の留意事項
11. 企画提案書の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、原則として参加者の負担とする。
12. 緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。この場合において、本プロポーザルに要した費用を市に請求することはできない。
13. 企画提案書は、１事業者につき１案とし、複数の提案はできない。
14. 提出された参加申込書、企画提案書等は返却しない。
15. 提出期限後における参加表明書、企画提案書等の差し替え又は再提出は認めない。（市からの指示があった場合を除く。）
16. 手続きにおいて用いる言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とする。
17. 参加表明書の提出後又は企画提案書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに書面（様式７）により、担当課へ届け出ること。
18. 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、市が受託候補者の選定に必要な範囲において、無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。また、情報公開請求があった場合は、周南市情報公開条例（平成１６年周南市条例第３６号）に基づき公開することがある。
19. 参加表明者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
20. 企画提案書に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した場合、生じた責任は企画提案書の提出者が負うものとする。
21. 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負わない。

１１　問い合わせ先

　　　所在地　　〒746－0017山口県周南市宮の前二丁目6-27

担当部署　周南市健康医療部病院管理室

　　　電話番号　０８３４－６１－３０９２

　　　FAX番号 ０８３４－６１－２５０１

　　　E-mail　byouinkanri@city.shunan.lg.jp